

平成 18 年 4 月 26 日

金融庁 監督局総務課バーゼルⅡ推進室 御中

全国銀行協会

バーゼルⅡに関する『本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件』（案）
に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 18 年 3 月 31 日に公表された標記案に対する意見を別紙
のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

パーゼル に関する「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件」(案)に対する意見

平成 18 年 4 月 26 日
全国銀行協会

項番	公表要件案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
1	全般 (経過措置の要望)	格付の適格性に関する公表要件を充足しないことにより当該外部格付を用いることができない場合には、特に投資家としての証券化エクスポージャーについて、裏付資産の十分な情報を得ることが困難である等の事由により、自己資本控除として取扱うことにならざるを得ない可能性が大きい。よって、今後対応が期待される公表に関する整備の状況等によっては、必要に応じその実態等に関して民間側との意見交換等をお願いするとともに、平成19年3月末のパーゼルの実施開始以前に投資している案件については、経過措置を設ける等の手当てをお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件情報のうち、特に、「劣後比率」および「利率」は、既往の格付機関のレポートに必ずしも記載されていない情報である。 ・ 仮に、格付機関が今後の案件については当該情報を公表する用意があるとしても、過去の案件について例えばアレンジャー等の関係人から公表の承諾が得られない場合など、当該情報が非公表となる案件も生じ得ると考えられる。そのような可能性がある中、過去の案件も含めて公表要件の厳格な充足を求められると、自己資本控除として取扱うことにならざるを得ない案件が相応に発生する可能性があり、状況によっては、経過措置を設けることが適切と考える。 ・ なお、経過措置を設ける場合、グランドファザリングのように証券の取得時期を公表要件適用開始前等に限定すると、適用開始前に発行された証券の売買が困難(リスクアセット算出上、不利とみなされ、市場での流通価格が下落する可能性がある)となることから、取得時期に関しては制限せず、証券の発行時期のみを条件としていただきたい。
2	全般 (海外との整合性)	<p>表題において「本邦」とあるが、海外における証券化についても適格格付の公表要件が求められるのかについて明確化をしていただきたい。</p> <p>証券化商品は米国をはじめ、海外が大きな市場となっているが、本公表要件が本邦独自のルールとなると、海外で組成された証券化商品は必ずしも本要件を充足するとは言えないことから、本邦の金融機関だけ投資が困難となる可能性がある。</p> <p>従って、本公表要件については、例えば、以下のような対応をご検討いただきたい。</p> <p>グローバルベースで(各国の監督官庁が)統一したルールとする。</p> <p>本邦独自のルールとなる場合は、海外組成案件については、必ずしも本要件を充足しない場合でも、外部格付準拠方式の適用を可能とする。或いは、充足しているとする基準を緩和(例:案件情報の過半数が把握できればよい等)する。</p> <p>今後のアジア債券市場育成の過程において、当該格付機関が果たす役割が大きくなる可能性があり、公表要件についても、各国の実状に合わせた柔軟な対応を可能とする。</p> <p>本邦で適格格付機関と定めた格付機関に対し、本公表要件のグローバルベースでの充足を求める。</p>	欧米の証券化商品の場合、通常、格付機関からは PreSale Report 等、案件の詳細が分かる資料が発行されないことが多く、また、海外の監督官庁の定める公表要件が異なる場合、本公表要件を必ずしも充足しないことが想定されるため。

項番	公表要件案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
3	全般	アジアの地場通貨による地場発行債券では、日本当局が定める適格格付機関によって「当該国の国債を AAA と見なした相対格付」が付与されるケースがあるが、当該相対格付が「適格格付の公表要件」を満たしている場合、適格格付とみなせるのか確認したい。	公表要件を満たしている限りにおいて RBA(内部格付手法の外部格付準拠方式)の適用は可能と考えられる。
4	(注1) 「市場参加者が用容易に入手可能であること」	「案件情報」の取得先については、必ずしも適格格付機関である必要はなく、それらの情報が目論見書やプロスペクトス、その他一般に公開されている資料にて確認できる場合や、投資家が通常アクセス可能な先(証券会社や、ブルームバーグ等の市場情報提供会社等)から入手可能であれば、「市場参加者が容易に入手可能である」と考えてよいことを確認したい。	(注1)では適格格付要件を充足するためには、適格格付機関からウェブサイトやレポート等を通じ市場参加者が容易に入手可能であることが必要とのことであるが、特に欧米の証券化商品については、通常、格付機関からは PreSale Report 等、案件の詳細が分かる資料が発行されない。例外的に新種の証券化商品の場合に発行される場合があるものの、そのようなことは稀であることから、必ずしも全ての案件情報を適格格付機関から入手できないことが想定されるため。
5	1.一般情報 「格付基準」	格付基準(クライテリア)については、格付付与の考え方・プロセスについて公表されていれば、要件を満たすものと認められるとの内容にしていきたい。	リース料債権やオートローン債権など、証券化商品の裏付資産として一般的なものでは特段支障があるとは思われないが、特殊な資産やこれまでにない新種の資産などでは、クライテリアそのものが作成されていない、あるいは作成途上のケースがあると考えられる。全てのものに一律に格付基準(クライテリア)の公表を求められるのは現実的ではないと考えられる。このようなケースでは、格付付与の考え方・プロセスについて公表されていれば、要件を満たすものと認められるとの内容にしていきたい。
6	2.案件情報 「案件の名称」	「案件の名称」に関する要件は案件を特定できれば問題ないことを確認したい。	案件名称には、取引当事者を特定できるようなものも多い一方、記号のようなもの(例:549116143213)を使用している場合も少なからず存在する。後者のような案件名称であっても、案件を特定できれば問題がないことを念のため確認したい。
7	2.案件情報 「劣後比率」	「劣後比率」については、当初格付時点又は格付見直し時点の比率でよい旨、注釈等において追記をお願いしたい。	格付の第三者による適切性の評価を考えた場合に、「劣後比率」は、当該格付時点(または見直し時点)によるものである程度対応可能と考えられる。また、欧米においても格付付与時には格付機関からのレポートにより入手可能であるが、発行後については、必ずしも格付機関から公表されていない。

項番	公表要件案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
8	2.案件情報 「劣後比率」	<p>「劣後比率」については、具体的な数値の公表がない場合も想定されるため、現時点で必須要件とはせず、市場関係者との議論も踏まえて柔軟な対応を可能としていただきたい。</p> <p>なお、要件からの除外が困難である場合は、具体的な数値が公表されていない場合であっても、「市場参加者が容易に入手可能」な情報から、優先劣後構造(発行総額や、優先又は劣後部分の金額等がわかり、大凡の劣後比率が把握可能なことを想定)が確認できることをもって、「劣後比率」の公表要件を充足しているとしていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストラクチャーに劣後部分の設定以外の信用補完措置も組み込むことにより、優先部分の信用力を高める手当てがなされているケースが多く、同程度の信用力の投資商品でもストラクチャーにより劣後比率は異なる。 ・ 上述の背景からも劣後比率が公表されることにより、一般投資家がミスリードされてしまう可能性や無用の混乱を引き起こす可能性が想定される。 ・ 保有しているエクスポージャーの信用力等が推定される可能性のある劣後比率の公表には、オリジネーターからはネガティブな反応が予想される。
9	2.案件情報 「発行日・発行金額・法定最終償還日」	<p>リボルビング型案件の公表要件については、発行日に替えて当初ファシリティ設定日と解釈できることとしていただきたい、また、法定償還日に替えてファシリティにおける個別最長期間と解釈できることとしていただきたい。</p>	<p>リボルビング型案件のような場合、スキームの内容は不変であっても、発行金額・発行日・法定最終償還日・利率等、発行の都度設定される条件は異なる。</p> <p>このような場合、当該案件の格付はプログラムとみなして付与され、案件情報も証券発行の予定を基に公表された後は、個々の証券発行の都度、情報が更新・公表されないことが通例であるため、そのような実態に即した公表要件の設定を求めるもの。</p>

項番	公表要件案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
10	2.案件情報 「クーポン・タイプ利率」	<p>「クーポン・タイプ」、「利率」については、具体的な数値の公表がない場合も想定されるため、現時点では必須条件とはせず、市場関係者との議論を踏まえた柔軟な対応を可能としていただきたい。</p> <p>上記対応が困難な場合は、当面の間、クーポン・タイプ(固定/変動)が公表されている場合は、利率が公表されていないことのみをもって、適格格付としないとの取扱いは避けていただきたい。</p>	<p>理由は以下の通り。</p> <p>【クーポンタイプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適格格付機関の格付が、元本部分・利息部分の償還の確実性を検討した上で付与されたものであることの確認を目的としてクーポンタイプを公表要件に入れるのであれば、当該項目の公表は不要と考える。その代わりに、元本部分・利息部分の償還の確実性を表していることそのものが確認できる文言を公表要件とする方がよいと考える。 また、格付公表上、クーポン・タイプは重要な情報とは考えにくく、また実際に、現状の格付リリースでも概ねクーポン・タイプの公表はなされていない。 <p>【利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金銭債権証券化では、投資家と相対で取引を行うケースが多く、利率の公表が必ずしも必要ではない。 オリジネーターサイドとしても、相対のケースにおいては利率の公表はネガティブである。 上記のとおり、利率の公表は証券化マーケットにおいてはネガティブな影響が大きく、公募案件等を除き通常サイレントで行われている。 現状の格付リリースでも概ね利率の公表はなされていない。 「ハースル（自己資本比率規制）における「格付の第三者による適切性の評価」の観点からの要件と考えた場合に、その他の情報と比較し、必ずしもその重要性の順位は高くない。 現時点においては、取引によっては案件毎の個別性が存在する。 <p>現状の証券化商品で公表されている情報の内容を俯瞰すると、クーポン・タイプ(固定/変動)は公表されているが利率については公表されていない案件が大宗を占めており、利率の公表にはオリジネーター側の規制案に対する理解と協力が必要な状況であるため、実務において支障をきたすことのないようにしていただきたい。</p>
11	2.案件情報 「利率」	<p>「案件情報」の「利率」に関し、以下の理解でよいことを確認したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 所謂クーポンのことを意味し、利回りを意味しているのではない。 割引債の場合は割引債であることが分かればよい。 変動金利型の場合、現時点で適用されているクーポンの値か、又は参照金利とスプレッド(例:LIBOR6M+0.2%)の、いずれかが分かればよい。 実績配当型の場合、利率は約定対象ではないため、公表の対象とはならない。 	左記のとおり。
12	2.案件情報 「利率(注4)」	(注4)の「市場関係者が市場流通価格を容易に入手可能」、(注5)の「格付プロセスの信頼性に重大な疑義が生じない場合」の表現はそれぞれ曖昧なため、特に下線部に関しては、具体的な記載としていただきたい。	左記のとおり。

項番	公表要件案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
13	2.案件情報 「スキームの概略等を記載した 適格格付機関のレポート(注 5)」	(注 5)において、例えば、格付機関のクライテリアに準じて格付が付与されていることが客観的に判断できる場合には、作成・公表が行われなくても問題ないことを確認したい。	左記の通り。

以 上